

(宛先)志摩市長

申請者
住所
氏名
電話番号

志摩市感震ブレーカー支給申請書

志摩市感震ブレーカー支給事業実施要綱第4条の規定により、感震ブレーカーの支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、志摩市感震ブレーカー支給事業実施要綱第2条及び第3条に定める要件を確認するに当たり、必要に応じ、市が私及び私の世帯の個人情報について照会を行うことに同意します。

記

住宅の所在地	志摩市		
住宅の種類	持ち家	借家	
世帯の構成員	世帯主との続柄	氏名	生年月日

○確認事項

必ず確認事項について承諾した上、□にチェック（レ点）を入れてください。

1. 事業の注意点

- 分電盤のタイプによっては、取付けができない場合や、取付けの際に分電盤を削る等の必要があります。
- 感震ブレーカー支給に関し、市の責めによらない事故、損害等が生じた場合、市は賠償の責めを負いません。
- 器具の設置や取り外しに費用が発生する場合は、申請者の自己負担となります。
- 本器具は、震災時の電気器具による火災の発生を抑制するための器具であり、その他の用途による使用、譲渡、交換、転貸、売買又は担保に供することはできません。
- 市長が必要であると認める場合は、設置状況について報告を求め、市職員が現地等の必要な調査を行う場合があります。

2. 感震ブレーカーを設置する家の状況

- （住宅の種類が「借家」の場合）家主や貸主等から感震ブレーカー取付の承諾を得ている。
- 自宅で家庭用電源を用いて動作する「生命維持に関わる医療器具」を使用していない。若しくは、停電時に確実に動作する補助電源が付いている。
- ホームセキュリティに加入していない。または、加入している警備会社に連絡済みである。
- 太陽光発電設備やエネファーム、プラグインハイブリットカー設備がない。または感震ブレーカー作動により不具合がないか、設備の設置業者へ相談が済んでいる。

3. 申請に必要な書類の確認

- 申請に必要な以下の書類を添付しています。
 - ・ 感震ブレーカーを設置する分電盤の写真